

竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例

(平成 21 年 12 月 22 日条例第 35 号)

改正 平成 22 年 12 月 21 日条例第 24 号 平成 27 年 3 月 9 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、柔道、剣道その他スポーツの普及および振興を通じ、町民特に青少年の心身の鍛練および育成を図るため、竜王町立武道交流会館(以下「武道館」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(名称および位置)

第 2 条 武道館の名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 竜王町立武道交流会館
- (2) 位置 竜王町大字橋本 15 番地

(管理)

第 3 条 武道館は、教育委員会(以下「管理者」という。)が管理する。

2 武道館は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(開館時間等)

第 4 条 武道館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第 5 条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (2) 管理者が武道館の維持保全上支障があると認めたとき。

(使用)

第 6 条 武道館は、次に掲げる場合により使用するものとする。

- (1) 竜王町立学校が使用する場合
- (2) 竜王町に住所を有する個人および事業所ならびに団体が柔道、剣道その他スポーツを行うために使用する場合
- (3) 町が公務遂行上必要な事業を実施する場合
- (4) その他教育委員会規則で定める場合

(5) 前4号に掲げる場合のほか、管理者において必要と認めた場合
(使用許可)

第7条 武道館を使用しようとする者は、事前に管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は武道館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。
(使用の制限)

第8条 管理者は、武道館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 風俗を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公安を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 武道館、備品等を破損するおそれがあるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他武道館の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の条件を変更し、または使用を停止し、もしくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) その他管理者が管理上特に必要があると認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上またはその他特別の理由があると認めたとき、使用者の申請により使用料の全部または一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第 12 条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を返還することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責に帰さない理由により使用することのできなくなったとき。
- (3) 管理者が特別の理由があると認めたととき。

(使用者の義務)

第 13 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を譲り渡し、もしくは転貸することができない。

2 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けていないものを使用しないこと。
- (2) あらかじめ承認を受けたほか、武道館内において、物品の販売および飲食物の提供またはポスター等の掲示等を行わないこと。
- (3) その他武道館の管理運営上不適切と認められる行為を行わないこと。

3 使用者は、その使用を終わったとき、または使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を清掃し、原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、その責に帰すべき事由により使用中に武道館、備品等をき損し、または滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例(昭和 42 年竜王町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(10) 武道交流会館

付 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の施設使用について適用する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日までの施設使用については、なお従前の例による。

付 則(平成 27 年 3 月 9 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日以降の施設使用について適用する。ただし、平成 27 年 6 月 30 日までの施設使用については、なお従前の例による。

別表(第 10 条関係)

竜王町立武道交流会館施設使用料

区 分	種 類	自 8:30 至 18:30	自 18:30 至 22:00	納付時期
施設使用料	多目的ホール	A 面 B 面 1 時間当たり 410 円	A 面 B 面 1 時間当たり 510 円	使用許可を 受けたとき
		A 面 1 時間当たり 200 円	A 面 1 時間当たり 250 円	
		B 面 1 時間当たり 200 円	B 面 1 時間当たり 250 円	
	研修室	1 時間当たり 100 円		

備考 1 この表中、多目的ホール A 面は柔道用畳面、B 面は剣道用床面のことをさす。

2 使用料は 1 時間単位とし、使用時間が 1 時間単位に満たない端数が生じる場合は、これを 1 時間に切り上げるものとする。

3 原則として時間区分外に使用することはできない。

ただし、特別の理由により時間区分外に使用する場合にかかる使用料は、夜間区分にかかる使用料の 1 時間当たりの額を、その超える 1 時間ごとに加算した額とする。

この場合において 1 時間未満は 1 時間とみなす。

4 町内居住者で18歳以下の者が使用する場合は無料とし、65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)が使用する場合は、該当する時間区分に定める使用料の半額とする。

ただし、半額とした使用料が10円単位に満たない端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

5 その他、この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲において使用者に負担させることができる。